

第 III 編 道 路

第 III 編 道 路

第 1 章 道路改良

第 1 節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、遮音壁工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製作工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、遮音壁工は、第 I 編第 1 章第 3 節共通的工種、第 5 節石・ブロック積（張）工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通）、工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事）の規定によるものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。

地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成12年3月)
日本道路協会	道路土工一施工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工一のり面工・斜面安定工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工一排水工指針	(昭和62年6月)
国土開発技術研究センター	プレキャストボックスカルバート道路埋設指針	(平成3年10月)
国土開発技術研究センター	鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針	(平成3年7月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計第2巻	(平成12年9月)
(社) 全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(昭和18年11月)
日本道路協会	落石対策便覧	(平成12年6月)
建設省	道路遮音壁設置基準	(昭和49年10月)
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成12年2月)
土木研究センター	補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル	(平成15年11月)
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成14年10月)

第3節 工場製作工

道-Ⅲ-1-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として道路付属物製作工、遮音壁支柱製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 工場製作については、第Ⅲ編第4章第3節工場製作工の規定によるものとする。
3. 工場塗装工の施工については、道-I-1-3-13 工場塗装工の規定によるものとする。

道-Ⅲ-1-3-2 道路付属物製作工

1. 受注者は、支柱の製作加工にあたっては、**設計図書**によるものとするが、特に制作加工図を必要とする場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、孔あけについては、**設計図書**に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。
4. 受注者は、標識板の製作にあたっては、以下の各規定に従わなければならない。

(1) デザイン・レイアウト

標示内容のデザインやレイアウトの図案の縮尺は1/10を原則とするが、監督職員の**指示**する場合には、原寸大の図面を作成しなければならない。

① 反射シートの文字、記号及び下地の寸法等は正確に表示するものとする。

② 文字及び数字の書体

- 1) 漢字及び仮名の書体は、丸ゴシック体とし、白色で表示する場合はナールD書体、青・黒色で表示する場合はナールDB書体とする。

また、文字の形体は正体を原則とするが、表示板のレイアウト及び設置条件から、やむを得ない場合に限り変形文字を用いることができる。原則として一つの表示板に多種類の変形文字の使用はさけること。

- 2) ローマ字の書体は、文字の色にかかわらずヘルベチカ・デミボールドとする。

地名の表記は原則として長体1番とするが、漢字の配列等を考慮して長体1番では所定のスペースに収めることができない地名は長体1番以外の変形字体を用いることができる。

ローマ字のつづり方は、固有名詞についてはヘボン式、普通名詞については英語により表記するものとする。大文字、小文字の使用区分は、頭文字を大文字とし他は小文字とする。文字高は日本字の高さ1に対し、大文字の高さを2分の1（小文字は大文字の4分の3）とする。

- 3) 数字の書体は、数字の色にかかわらず、ヘルベチカとする。変形率及び文字高については「道路標識ハンドブック」に準じるものとする。

③ 日本文字、数字、記号の配置及び大きさ

- 1) 位置については、十分検討を行ってバランスよく配置しなければならない。

2) 文字間隔並びに文字と基板端との「あき」は、字体として均一に見えるように配置しなければならない。

3) ○丁目を表す場合は、丁目の文字を省略して算用数字のみとする。

④ ローマ字の配置

文字の配置については、日本文字と並列の場合はその日本文字群の中心から左右にふり分けで配置すること。カウンター（字間）は、標準カウンター（ベタ打）を基準とする。

(2) 標識板

① 基板

1) 基板は、1枚ものを原則として著しいひずみ、ねじれやきず等があってはならない。

2) 補強材の接合はスポット溶接とし、検査方法は JIS Z 3140（スポット溶接部の検査方法）によるものとする。この場合、基板に「ひずみ」が生じないようにしなければならない。

3) 補強材接合後は反射シート貼付側の基板表面を脱脂エッチングによる素地調整を行うこと。なお素地調整後の基板は、油やごみ等の汚れが付着しないように丁寧に取り扱い扱わなければならない。

4) 反射シートの保護

反射シートは、温度変化の著しい箇所、湿度の高い箇所、直射日光の当たる箇所、インクや油類を使用する印刷室等をさけて保管するものとする。

② 反射シートの下書き及び切断

1) 反射シートの下書きに際しては、デザイン及びレイアウトに忠実でなければならない。この場合、図案で明確でないような文字端部の「丸み」「太さ」等については下書きで補正すること。

2) 切断は、鋭利な切断器具を使用して下書きに忠実に切断しなければならない。

③ 反射シートの貼付け

1) 貼付けは、原則として真空加熱圧着方式によるものとする。

2) 切断した反射シートは、レイアウト図案に忠実に配置しなければならない。

3) 反射シートの位置ずれ、ゆがみ、しわ等が生じないように、あらかじめ仮貼付けにて文字等の整形を**確認**しなければならない。この場合、空気抜きは十分行うこと。

4) 真空加熱圧着毎に同厚材質の試験小片を挿入し、圧着効果を**確認**しなければならない。

5) 同色シートの継合せを行なう場合は、カラーマッチングを行って、色調の差異のないようにしなければならない。この場合、重ね合せを5～10mmとして上方に重なるようにする。

1. 支柱及び取付け金具の加工については、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 支柱及び取付け金具は、溶接垂鉛めつきを行うものとする。

(2) 鋼管の曲げ加工は、熱間加工をすることを原則とする。

(3) 支柱のアームは、標識板の重量によって生じるたわみに対してあらかじめそりをつけなければならない。

- (4) オーバーヘッドなど規模の大きい標識柱については、各部材の製作完了後に仮組立を行うことを原則とする。
2. 支柱及び取付け金具等の表面処理については、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) 溶接亜鉛めっきを行うもの
- 取付け金具等は、溶接亜鉛めっきするものとし、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ55.550 g/m²以上）による。
- (2) 溶融亜鉛めっきと塗装を行うもの
- オーバーヘッドやオーバーハングの支柱及びアーム等で JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ55.550 g/m²以上）を行った後塗装する場合は、素地調整用ウオッシュプライマ（短曝型）を行った後で、中及び上塗用としてのポリウレタン系の塗料を工場塗装するものとする。
- (3) 樹脂被覆を行うもの
- 路側柱など小型の支柱類等に樹脂被覆を行う場合は、塩化ビニル系樹脂の粉体塗装、高圧ポリエチレン系樹脂のコーティング塗装及びこれらと同等品以上による樹脂被覆白色管とする。

道Ⅲ-1-3-3 遮音壁支柱製作工

1. 受注者は、支柱の製作加工にあたっては、**設計図書**によるものとするが、特に製作加工図を必要とする場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、孔あけについては、**設計図書**に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。
- なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。

第4節 擁壁工

道Ⅲ-1-4-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、小型擁壁工、土留・仮締切工、水替工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工－擁壁工指針 2-5 施工一般及び土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3 施工上の注意事項の規定によらなければならない。

道Ⅲ-1-4-2 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、道Ⅰ-1-3-3 第4項作業土工の規定によるものとする。

道Ⅲ-1-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、道Ⅰ-1-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

道Ⅲ-1-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、道Ⅰ-1-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

道Ⅲ-1-4-5 現場打擁壁工

1. 現場打擁壁工の施工については、工事請負共通仕様書（共通）第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 伸縮目地の間隔は、**設計図書**に示されていない場合は、10mないし20mとする。目地材は瀝青繊維質材以上とする。
3. 水抜き穴は、**設計図書**に示されていない場合は、2㎡に1箇所の割合を標準として配置し、内径75mmの硬質塩化ビニル管を2%程度の勾配で表面から裏込材にとどかせる。

道Ⅲ-1-4-6 プレキャスト擁壁工

1. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工においては、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

道Ⅲ-1-4-7 小型擁壁工

小型擁壁工の施工については、工事請負共通仕様書（共通）第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

道Ⅲ-1-4-8 土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については、道Ⅰ-1-10-5土留・仮締切工の規定によるものとする。

道Ⅲ-1-4-9 水替工

水替工の施工については、道Ⅰ-1-10-7水替工の規定によるものとする。

第5節 石・ブロック積（張）工

道Ⅲ-1-5-1 一般事項

1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 一般事項については、道Ⅰ-1-5-1一般事項によるものとする。

道Ⅲ-1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道Ⅰ-1-3-3第4項作業土工の規定によるものとする。

道Ⅲ-1-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、道Ⅰ-1-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

道Ⅲ-1-5-4 石積（張）工

石積（張）工の施工については、道Ⅰ-1-5-4石積（張）工の規定によるものとする。

第6節 カルバート工

道Ⅲ-1-6-1 一般事項

1. 本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工—カルバート工指針4-1施工一般、道路土工—排水工指針2-3道路横断排水の規定によらなければならない。
3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。

道—Ⅲ—1—6—2 材料

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが記載なき場合、道路土工—カルバート工指針3-1-2材料と許容応力度の規定によらなければならない。

道—Ⅲ—1—6—3 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、道—I-1-3-3作業土工の規定によるものとする。

道—Ⅲ—1—6—4 既製杭工

既製杭工の施工については、道—I-1-4-4既製杭工の規定によるものとする。

道—Ⅲ—1—6—5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、道—I-1-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

道—Ⅲ—1—6—6 場所打函渠工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを**施工計画書**に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を監督職員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害について共—I-3-3-1一般事項第5項により施工しなければならない。
4. 受注者は目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。
5. 受注者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法とその緊結方法に注意して組立てなければならない。
また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。
6. 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

道—Ⅲ—1—6—7 プレキャストカルバート工

1. 受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された据付け勾配によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側又は低い側から設置しなければならない。
3. 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工—カルバート工指針4-2-2（2）敷設工の規定によらなければならない。

これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

4. 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側又は高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合又は印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。
5. 受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

道Ⅲ-1-6-8 防水工

1. 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。
2. 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

第7節 排水構造物工（小型水路工）

道Ⅲ-1-7-1 一般事項

1. 本節は**排水構造物工**（小型水路工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、現場打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、**排水構造物工**（小型水路工）の施工にあたっては、道路土工-排水工指針2-2路面排水及び3-5地下排水施設の施工の規定によらなければならない。
3. 受注者は、**排水構造物工**（小型水路工）の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面上から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

道Ⅲ-1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道Ⅰ-1-3-3第4項作業土工の規定によるものとする。

道Ⅲ-1-7-3 側溝工

1. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。
3. 受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

4. 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。

また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

5. 受注者は、コルゲートフリュームの布設条件（地盤条件・出来形等）については**設計図書**によるものとし、上げ越しが必要な場合には、監督職員と**協議**しなければならない。

6. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

7. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

道－Ⅲ－１－７－４ 管渠工

1. 受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

2. 管渠工の施工については、道－Ⅲ－８－１１－５プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

3. 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

道－Ⅲ－１－７－５ 街渠柵・マンホール工

1. 受注者は、街渠柵及びマンホールの施工にあたって、設置位置については、監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 受注者は、街渠柵・マンホールの構造については**設計図書**（設計図集 2. 路面排水工）によるものとし、街渠柵は、インバート構造とする。

3. 受注者は、基礎砕石は、十分締固めながら所定の厚さに仕上げなければならない。

4. 受注者は、基礎コンクリート、囲いコンクリート及び現場打ちコンクリートの打込みと養生については工事請負共通仕様書（共通）第3章第3節レディミクストコンクリート、第8節型枠・支保に準ずるものとする。

5. 受注者は、れんがは、使用前に湿潤状態にして各層が水平になるように、かつ芋積みとならないように積立てなければならない。

6. 受注者は、街渠柵ブロック及びマンホールブロックに付着したごみや汚物等は、使用前に清掃し正確に積上げなければならない。街渠柵及びマンホールの内部は、目地仕上げを行うものとする。

7. 受注者は、街渠柵及びマンホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

8. 受注者は、街渠柵及びマンホールの施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1：3の容積配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工し

なければならない。

9. 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

10. 受注者は、マンホールが計画歩車道境界線上にあり、道路計画高まで蓋を嵩上げできない場合は、監督職員と協議を行い、歩道内マンホール用上蓋を設置するものとし、下記の事項によらなければならない。

(1) 施工

- ① 歩道内マンホール用上蓋は、歩道計画高に合わせて正確に据え付けなければならない。
- ② 復旧コンクリートの施工は、排水等を考慮して施工しなければならない。

(2) 確認

設置後は、監督職員の指示により大阪市建設局担当職員（管理者）と立会して確認を得なければならない。

(3) 報告

道路排水施設の出来形図に記入して提出しなければならない。

11. 第3種マンホール鉄蓋（ガタツキ防止型180°全開、360°旋回蝶番受枠付）、街渠柵蓋及び下水マンホール用上蓋(A)(B)は、工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）添付資料「41工事用材料仕様書」の規格に適合するものとし、下水道用材料販売業者採用要綱に基づき、本市が採用決定している業者の製品とする。

12. 第3種マンホール鋳鉄蓋、街渠柵蓋及び下水マンホール用上蓋(A)(B)は、使用する以前に製造業者の品質、形状、寸法、機能、質量、荷重試験等の試験結果を提出しなければならない。

試験は、製造数100個につき、1個抜取して行うものとする。

- ① 第3種マンホール鉄蓋の荷重試験は、蓋の中央に厚さ6mmのゴム板を敷き、その上に200×500mm角、厚さ50mmの載荷板をおき、集中荷重167kNを加圧して蓋、枠勾配受けの喰込み現象を保持させ除荷重後試験を行う。

試験方法は、上記の状態を保持したままこの箇所に集中荷重167kNを60秒間加圧し、この加圧時間中における蓋の中心、たわみ及びこの荷重を除去したときの残留たわみを蓋の中心点で測定し、表Ⅲ-1-1に適合しなければならない。

表Ⅲ-1-1 たわみの規格値

負荷たわみ	残留たわみ
1.5mm以下	0.1mm以下

また、785kN（80t）以下の荷重で破損してはならない。

- ② 街渠柵蓋の荷重試験は、蓋の中央に厚さ6mmのゴムパッキンを敷き、その上に200mm×250mm角、厚さ20mm以上の載荷板を置き、垂直方向に5分以内に一樣な速さで荷重98.1kNに達するまで加え、1分間静置して荷重を取り去った後、亀裂、破損等があってはならない。また残留歪

は、1mmを越えてはならない。

- ③ 下水マンホール用上蓋(A)(B)の荷重試験は、蓋の中央に厚さ6mmのゴムパッキンを敷き、その上に200×500mm角で厚さ50mmの鉄製載荷板を置き、この箇所に試験荷重を60秒間加える。この加圧時間中におけるたわみ、荷重を取り去ったときの残留たわみ並びに破壊荷重は、表Ⅲ-1-2の値に適合しなければならない。

表Ⅲ-1-2 載荷板及び荷重試験の規格値

区分	載荷板	試験荷重	保持時間	たわみ	残留たわみ	破壊荷重
重車道用	200×500mm	98.1kN	60秒	3.0mm以下	1.0mm以下	167kN以上

13. 組立マンホールの施工については、大阪市建設局（旧：都市環境局）の仕様によるものとする。
14. 街渠柵に使用するインバートは、下水道用リブ付硬質塩化ビニル管（JSWAS K-13 規格品）とする。

道-Ⅲ-1-7-6 集水柵工

1. 受注者は、集水柵の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、集水柵の施工については、管渠等との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、集水柵の構造については**設計図書**（設計図集 2. 路面排水工）によるものとする。
4. インバートを使用する場合は、下水道用リブ付硬質塩化ビニル管（JSWAS K-13 規格品）とする。

道-Ⅲ-1-7-7 街渠工

1. 受注者は、街渠コンクリートの施工については、工事請負共通仕様書（共通）第3章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 受注者は、街渠コンクリート構造については**設計図書**（設計図集 2. 路面排水工）によるものとする。
3. 受注者は、街渠コンクリートの施工は、下流側又は低い側から行い、底面は滑らかで様な勾配になるように仕上げなければならない。
4. 受注者は、街渠コンクリートの目地については、瀝青繊維質目地板厚1cm程度を使用し、施工間隔は、10mを標準とする。ただし、街渠柵との継目には、伸縮目地を設置することを原則とする。
5. 受注者は、街渠コンクリートの施工にあたっては、街渠柵との取付部に高低差が生じた時は、街渠柵蓋を修正しなければならない。

道-Ⅲ-1-7-8 現場打水路工

1. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、側溝蓋の設置については、路面又は水路との段差が生じないように施工しなければならない。

3. 受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。

第8節 遮音壁工

道-Ⅲ-1-8-1 一般事項

1. 本節は遮音壁工として、作業土工、既製杭工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、遮音壁工の設置にあたっては、遮音効果が図れるように設置しなければならない。

道-Ⅲ-1-8-2 材 料

1. 遮音壁に使用する吸音パネルは、**設計図書**に明示したものを除き、本条によるものとする。
2. 前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金A5052P又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
3. 背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板SPG3S又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
4. 吸音材の材料は、JIS A 6301（吸音材料）に規定するグラスウール吸音ボード2号32K又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
5. 受注者は、遮音壁付属物に使用する材料は、**設計図書**に明示したものとし、これ以外については監督職員の**承諾**を得なければならない。

道-Ⅲ-1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道-I-1-3-3第4項作業土工の規定によるものとする。

道-Ⅲ-1-8-4 遮音壁基礎工

1. 受注者は、支柱アンカーボルトの設置について、以下の規定によるものとし、これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
 - (1) 受注者はアンカー工の施工に先立ち、鉄筋探査を実施し既設構造物等の鉄筋位置の確認を行なうこと。なお、探査状況写真、探査結果をまとめ監督職員に報告すること。
 - (2) 受注者は調査結果に基づき、設計図書との整合を図り既設鉄筋に支障のないよう配置図の作成を行い、監督職員の**承諾**を得ること。
 - (3) 受注者は、既設鉄筋の破断を避けるため慎重に削孔を行なうものとする。また、削孔作業中に既設内部の鉄筋が支障となる場合は、速やかに作業を中止し削孔位置を変更し削孔を行なうこと。
 - (4) 削孔作業終了後、速やかに監督職員に配置変更の報告を行なうこと。
 - (5) 受注者は表Ⅲ-1-3に示す施工管理を行ない施工管理記録簿、状況写真を作成し、監督職員の確認を得なければならない。

表Ⅲ-1-3 施工管理

区分	測定基準	測定頻度
削孔深さ	設計図書に示す削孔深さを不足しない	全数を測定
削孔状況	既設鉄筋の破断の有無	全数を確認

(6) 受注者は穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。

(7) 注入用エポキシ系樹脂の規格は、土木工事共通仕様書 第Ⅴ編道路編第8章第12節の表8-2の規定に従うこと。

(8) 受注者はアンカーボルトの引抜試験を実施し、注入材、アンカーボルト、コンクリートの耐荷力を確認すること。エポキシ樹脂の注入では、エア抜きパイプから樹脂が漏れるまで注入する。なお、引抜試験については次の要領により実施すること。

アンカーボルトの引き抜き試験要領

1. 定着用アンカーボルトの引き抜き試験は、原則として次の要領で行うものとする。
2. 原則として試験用アンカーボルトを別途設置せずに、本設アンカーボルトを引き抜くものとする。
3. アンカー径毎に、横向き、縦向き別に各3本ずつ引き抜くものとする。
4. 引き抜き力は、アンカーボルトの長期許容荷重までとする。

$$\text{長期許容荷重} = \text{アンカーボルトの公称断面積} \times \text{鉄筋の引張許容応力度}$$
5. その他、上記によりがたい場合は監督職員と協議すること。

(9) 受注者は、アンカーボルト頭部が露出しているものの全数について、超音波法により測定を行い、測定データ及び状況写真をまとめ監督職員に提出し確認を受けること。

道-Ⅲ-1-8-5 遮音壁本体工

1. 遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、**設計図書**によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いが生じないように設置しなければならない。
2. 受注者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止柵、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないように注意して施工しなければならない。